

令和8年度 新庄市保育所等入所案内



この案内には、保育所等の利用にあたって、制度の説明、手続きの方法、注意事項等、保護者の方に知っていただきたい内容が記載されています。

必ずお読みいただいたうえでお申込みください。

新庄市子育て推進課 保育推進係

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号

TEL：0233-29-5812（直通）

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日、年末年始は除く）

1. 支給認定について

教育・保育施設の利用を希望する場合、お子さんの年齢や保育の必要性の有無、保育の必要量に応じて、新庄市から『支給認定』を受ける必要があります。支給認定を受けるためには、保護者からの申請が必要です。

❖支給認定区分の概要

『支給認定』には、次の3つの区分があります。

認定区分	利用可能な施設	年齢区分	保育時間	対象となる方
1号認定	認定こども園 (幼稚園部分)	3～5歳	教育標準時間	・教育希望の場合 ・保育の必要性がない場合
2号認定	保育所 小規模保育施設	3～5歳	保育短時間	保育の必要性がある場合
3号認定			認定こども園 (保育所部分)	
	保育短時間			
保育標準時間				

※在園中に満3歳になった時点で、保育認定は3号認定から自動的に2号認定に切り替わります。

❖保育の必要性の有無（保育を必要とする理由）…2号・3号認定

2号・3号認定を希望する場合、保護者の『保育を必要とする理由』が必要です。

『保育を必要とする理由』は以下のとおりです。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備含む）
- 就学（職業訓練含む）
- 虐待やDVのおそれがあること



❖保育の必要量…2号・3号認定

保護者の就労状況（フルタイムやパートタイムなど）と、上記の『保育を必要とする理由』に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

区分	就労時間	保育時間
保育標準時間	月 120 時間以上（フルタイム就労を想定）	最長 11 時間
保育短時間	月 64 時間以上 120 時間未満（パートタイム就労を想定）	最長 8 時間

2. 保育時間について

保育所を利用できる時間については、「保育標準時間」・「保育短時間」のどちらの区分で認定されているかによって異なります。

原則として、就労などの「保育を必要とする理由」の時間が保育時間となり、以下の認定時間は、最長で利用することのできる保育時間です。

< 保育短時間 >…通常保育時間（8：30～16：30）の8時間

< 保育標準時間 >…通常保育時間を含む最長11時間

※認定されている保育時間を超えて保育所を利用することもできますが、保育料の他に「延長保育料」が加算されます。延長保育が利用できる時間帯は、各保育所の開所時間により異なりますのでご注意ください。

3. 支給認定申請及び入所申込みについて（先着順ではありません）

(1) 対象者（①～②全ての条件を満たす場合に申込みができます）

①保護者及び児童が新庄市に住民登録をしている方

- ・新庄市へ転入予定の方は保育所入所日の前日まで必ず住民登録を行ってください。
- ・単身赴任や別居等の理由により住民登録がない場合は、窓口までご相談ください。

②保護者等が「保育を必要とする理由」により家庭での保育ができない方

- ・父母及び同居の祖父母（65歳未満）について「保育を必要とする理由等一覧表」を確認し、必要な添付書類を提出してください。（同居の祖父母（65歳未満）の書類提出がない場合、祖父母が保育できるものと判断し利用調整します。）
- ・現在育児休業中の場合は、入所月中またはそれ以前に職場復帰される方のみ対象となります。

(2) 必要書類（書類は市役所子育て推進課にて配布しています）

①子どものための教育・保育給付に係る支給認定請書兼入所申込書

- ・お子さん一人につき1部提出が必要です。（別添の「記入例」を参考にしてください）

②保育が必要であることを証明する添付書類（5・6ページ参照）

(3) 申込み期間及び申込み場所

■申込み期間：毎月10日（土・日・祝日の場合はその前の平日）

※入所の選考は先着順ではございません。

※添付書類の就労証明や診断書などは事業所や医師から記入していただく場合

があり、作成に時間を要する場合があります。日程に余裕をもってお越しくください。

■申込み場所：新庄市子育て推進課 保育推進係

■対象施設：別紙の「新庄市児童福祉施設一覧」をご参照ください。

■お問い合わせ先：0233-29-5812（直通）

■留意事項：必要書類が全て揃っていない・内容が確認できない場合は受付できません。

4. 保育料について

令和元年10月1日より、3歳から5歳までの保育施設を利用する子どもの利用料が無償化されました。0歳児から2歳児までについては、世帯の市民税額により保育料を徴収させていただきます。

(1) 0歳児クラスから2歳児クラスまでの保育料算定の基礎について

- ①世帯の市民税額を基に所得階層を判定し、保育料を決定します。
- ②世帯の市民税額とは、保育を受けている子どもと生計を一にしている『保護者（父・母）』の税額を合算した額をいいます。
- ③保護者の収入や扶養等の状況により、同居の『祖父母等（扶養義務者で家計の主宰者である場合に限ります。）』の市民税額も合算して所得階層を判定する場合があります。
- ④市民税所得割額は、調整控除と税額調整措置額のみを適用します。
※住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当・外国税額控除等の各種『税額控除』は適用されません。
- ⑤入所する年度の4月1日の年齢で算定します。
例) 2歳で入所し、その年度中に3歳となっても保育料の変更は行われません。
- ⑥保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の違いによって、同一の所得階層でも、保育料に差があります。（7ページ参照）

(2) 保育料の切り替えについて

保育料の算定基準となる市民税額の対象年度は、4月から8月までは前年度の市民税額、9月から翌年3月までは当該年度の市民税額を基準とします。

※保育料の試算については、「新庄市保育所徴収基準額表」（7・8ページ）をご覧ください。

保育料	算定基礎
令和8年4月から令和8年8月まで	令和7年度市民税額
令和8年9月から令和9年3月まで	令和8年度市民税額

(3) 副食費について

3歳児クラス以上については、副食費（おかず・おやつ代）を徴収させていただきます。ただし、保育料算定による利用者負担額の区分等により、副食費が免除される場合があります。なお、0歳児クラスから2歳児クラスまでの副食費については、保育料に含まれることとなるため、徴収はありません。



5. その他

(1) 令和8年度クラス年齢早見表

クラス年齢は令和8年4月1日現在における年齢です。

年度途中で誕生日を迎えても年度末まで同じクラス年齢となります。

クラス	生年月日
5歳児	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
4歳児	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
3歳児	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
2歳児	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
1歳児	令和6(2024)年4月2日～令和7(2025)年4月1日
0歳児	令和7(2025)年4月2日以降に生まれたお子さん

(2) 世帯状況簡易チェック表

■同居しているご家族について、該当する□にチェックしてください。

世帯構成員 (続柄)	世帯の状況		
父	<input type="checkbox"/> 就労(居宅外) <input type="checkbox"/> 就労(居宅内) <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		
母	<input type="checkbox"/> 就労(居宅外) <input type="checkbox"/> 就労(居宅内) <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		
祖父	<input type="checkbox"/> 65歳未満	<input type="checkbox"/> 65歳以上	<input type="checkbox"/> 同居していない
	(65歳未満の場合) ↓ <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 就労(居宅外) <input type="checkbox"/> 就労(居宅内) <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		
祖母	<input type="checkbox"/> 65歳未満	<input type="checkbox"/> 65歳以上	<input type="checkbox"/> 同居していない
	(65歳未満の場合) ↓ <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 就労(居宅外) <input type="checkbox"/> 就労(居宅内) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		

※同居しているおじやおば、65歳以上の祖父母などについては、原則添付書類等の提出は必要ありません

■その他の注意事項

- ・申込み後に名字・住所・家族構成・支給認定(保育を必要とする理由)等に変更があった場合は、速やかに子育て推進課までご連絡ください。
- ・支給認定や利用調整の段階で、確認や提出書類が必要になった場合は、連絡することがあります。日中つながる連絡先を必ず申請書に記入してください。

6. 参考資料

保育を必要とする理由等一覧表

保育を必要とする理由		利用できる期間	保育認定区分
(1)就労 フルタイム・パートタイム・夜間など、 月 64 時間以上(かつ週 3 日もしくは月 12 日以上) の就労をしていること 居宅外労働 農家、店舗兼住宅、自宅内作業場等による自営業を含む 居宅内労働 内職、在宅勤務、フリーランスを含む	居宅外労働	一か月の労働時間が 64～120 時間未満	保育短時間 (最長 8 時間)
	居宅外労働	一か月の労働時間が 120 時間以上	保育標準時間 (最長 11 時間)
	居宅内労働	一か月の労働時間が 64～120 時間未満	保育短時間 (最長 8 時間)
	居宅内労働	一か月の労働時間が 120 時間以上	保育標準時間 (最長 11 時間)
添付書類		・被 雇 用 者：就労証明書（雇用主の証明が必要です） ・自営業の方：事業状況申告書・営業許可証・開業届・受注表・確定申告書の写し等 ※新庄市役所職員（会計年度任用職員を含む）は就労状況の証明者と保育認定の決定者が同一のため、就労証明書に代えて別紙の同意書を提出してください。	
(2)妊娠・出産 母が妊娠中もしくは出産後間もないこと		○産前： 出産予定日から 6 週間の前の日が属する月の初日から ○産後： 出産日から 8 週間後の翌日が属する月の末日まで	保育標準時間 (最長 11 時間)
添付書類		・母子手帳の写し【表紙及び出産（予定）日がわかるページ】 ・妊娠・出産（産前産後）期間の申立書	
(3)育児休業^{※1} ※注意：新規入所時は不可※ 保護者が育児休業を取得していること		育児休業を取得した月から 育児休業終了日の月末まで	保育短時間 (最長 8 時間)
添付書類		・育児休業にかかる保育継続申請書 及び ・育児休業期間の証明書の写し 又は 就労証明書に必要事項を記載した書類	
※1 新規入所の際「育児休業中」は「保育を必要とする理由」にはなりません。 入所を希望する場合、希望月中に復職することが条件となります。なお、入所後に保護者の方が新たに育児休業を取得された場合、0 歳児の児童については、待機児童の状況により退園をお願いすることがあります。			
(4)保護者の疾病・障害 保護者が病気や心身の障害のため子の保育が困難なこと （身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持している場合等）		療養を必要としなくなるまで	保育標準時間 (最長 11 時間) ※状況に応じて 保育短時間 (最長 8 時間)
添付書類		・支給認定申請用診断書 又は 障害者手帳等 ^{※2} の写し（氏名と級や判定の記載のあるページ）	
※2 「障害者手帳等」とは、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・介護保険被保険者証のことをいいます。			

(5)同居親族の介護・看護 同居や長期入院している親族を常時介護や看護していること（医師の診断や介護保険の認定結果により常に介護が必要とされる者の介護・身体障害者等1～2級や知的障害者の介護をしている場合等）		介護や看護を必要としなくなるまで	保育標準時間 (最長 11 時間) 又は 保育短時間 (最長 8 時間)
添付書類	・支給認定申請用診断書 又は 障害者手帳等の写し（氏名と級や判定の記載のあるページ）		
(6)災害復旧 保護者が災害により被災し、復旧活動を行っていること		災害復旧活動等を必要としなくなるまで	保育標準時間 (最長 11 時間)
添付書類	・災害証明書 等		
(7)求職活動 保護者が継続して仕事を探していること（起業準備を含む）		最長、90日を経過する日の属する月の末日まで	保育短時間 (最長 8 時間) ※状況に応じて 保育標準時間 (最長 11 時間)
添付書類	・求職活動申立書【入所・継続】 ・雇用保険受給者証 又は 求職受付票 (・求職活動状況報告書 ^{※3})		
<p>※3 「求職活動状況報告書」は、入所後毎月10日まで提出してください。 報告書により求職活動を行っていないと判断される場合は、支給認定を取り消し、退所していただく場合があります。</p>			
(8)就学（職業訓練を含む） 学校等の教育施設に在学、または、公共職業能力開発施設等において行う職業訓練を受けていること		卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで	保育標準時間 (最長 11 時間) 又は 保育短時間 (最長 8 時間)
添付書類	・在学証明書等（卒業・修了予定日のわかるもの） ・受講決定通知書等（職業訓練を受ける者の氏名・訓練期間のわかるもの）		
(9)虐待・DV 児童虐待を行っている、行われるおそれがあること 配偶者からの暴力により子の保育が困難なこと		保育を必要としなくなるまで	保育標準時間 (最長 11 時間)
添付書類	・状況に応じて関係書類の提出をお願いする場合があります。		

【留意事項】

育児休業からの復帰を理由に保育所等の入所申込をする方のうち、希望する保育施設に入所できない場合、育児休業の延長をされる方は、次回の入所調整の際に優先順位が下がることに同意することになります。

令和 8 年度新庄市保育料徴収基準額表

(課税状況については、8月までは前年度分、9月からは現年度分で判定)

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保育料月額 (同時入所の場合の2人目の金額)				
階層 区分	階層区分定義	3歳未満児 (0～2歳児クラス)		3歳以上児 (年少～年長クラス)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
C	市町村民税額均等割のみ世帯	0円	0円	0円	0円	
D	市町村民税額所得割課税世帯	48,600円未満	0円	0円	0円	
E		48,600円以上 57,700円未満	0円	0円	0円	
F		57,700円以上 72,800円未満	0円	0円	0円	
G		72,800円以上 77,101円未満	0円	0円	0円	
H		77,101円以上 97,000円未満	0円	0円	0円	
I		97,000円以上 133,000円未満	13,250円 (6,620円)	13,000円 (6,500円)	0円	0円
J		133,000円以上 169,000円未満	19,100円 (9,550円)	18,750円 (9,370円)	0円	0円
K		169,000円以上 235,000円未満	47,600円 (23,800円)	46,700円 (23,350円)	0円	0円
L		235,000円以上 301,000円未満	55,700円 (27,850円)	54,700円 (27,350円)	0円	0円
M		301,000円以上 349,000円未満	61,200円 (30,600円)	60,100円 (30,050円)	0円	0円
N	349,000円以上	62,200円 (31,100円)	61,100円 (30,550円)	0円	0円	

【多子世帯への支援について】

保護者が養育している子の出生順により第2子半額、第3子以降は無料としています。

子どもの定義

保護者等により養育されている者のうち22歳以下の子どもから順に第1子、第2子とカウントします。

保育所入所調整指数表

1. 基準指数 【基準指数及び調整指数は、申込締切日に判断できる入所日時点の事由を対象とします】

保護者の状況			基準指数			
			点数	父	母	
就労	居宅外労働 (注1)	月20日勤務として、1日の就労時間	8時間以上	20		
			7時間以上	18		
			6時間以上	16		
			5時間以上	14		
			4時間以上	12		
			4時間未満	10		
	居宅内労働 (注2)	月20日勤務として、1日の就労時間	6時間以上	14		
			4時間以上	10		
			4時間未満	8		
妊娠・出産		出産予定前6週後8週である場合	20			
疾病 障がい	疾病・負傷	診断書提出の場合(診断書の内容によって点数を決定する。)	1~20			
	心身障がい	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている場合	20			
		身体障害者手帳3・4級の交付を受けている場合	16			
		療育手帳A判定の交付を受けている場合	20			
		療育手帳B判定の交付を受けている場合	16			
		精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている場合	20			
		精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている場合	16			
介護・看護 (注3)	自宅で、要介護4・5の認定を受けた者を介護している場合		20			
	自宅で、要介護3の認定を受けた者を介護している場合		18			
	自宅で、要介護1・2の認定を受けた者を介護している場合		14			
	自宅で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を介護している場合		20			
	診断書提出者を介護・看護している場合(診断書の内容によって点数を決定する。)		1~20			
災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害により被災し、復旧に当たっている場合		20			
求職活動	求職活動中の場合(起業準備等を含む。)		2			
就学	月20日就学として、1日の就学時間	8時間以上	20			
		7時間以上	18			
		6時間以上	16			
		5時間以上	14			
		4時間以上	12			
		4時間未満	10			
児童虐待・DV	児童虐待やDV等により保育が必要な状態にあると認める場合		30			
基準計						

(注1)居宅外労働には、自営農家、舗兼住宅及び自宅内作業場等による自営業者を含む。

(注2)居宅内労働には、内職や在宅勤務(週の内、半分以上が在宅勤務の者)及びフリーランスを含む。

(注3)特別養護老人ホーム、介護福祉施設及び障がい者支援施設への入所者は除く。

保育所入所調整指数表

2. 調整指数

児童及び家庭の状況等		調整指数	
		点数	
就労状況	市内の認可保育施設・認定こども園・小規模保育事業所・児童館・届出保育施設に保育士、看護師又は幼稚園教諭として就労している場合(当該資格を有する者のみで、就労予定を含む。)	30	
	市内の放課後児童クラブに支援員として就労している場合(当該資格を有する者のみで、就労予定を含む。)	30	
	以前に育児休業を理由に退所し、育児休業明けに再入所する場合	7	
家庭状況	生活保護世帯である場合	5	
	母子・父子家庭世帯で当該申請児童を扶養している場合(事実上、婚姻関係にある者は除く。)	20	
	虐待やDVのおそれがある場合	5	
	単身赴任や入院等により父母のうちどちらかが不在の場合	5	
	主たる生計維持者である保護者が、自己都合以外の理由で退職し、求職活動をしている場合	5	
申請児童	小規模保育事業卒園児である場合(卒園年度のみ対象。)	5	
	小規模保育事業卒園児が、入所施設の第1希望を当該小規模保育事業の連携施設とした場合	15	
	認可外保育施設卒園児である場合(2歳児を修了した園児のみ対象。)	7	
	障がいをもつ場合(身体障害者手帳1, 2級、療育手帳A判定、精神障害手帳1級)	5	
	障がいをもつ場合(身体障害者手帳3, 4級、療育手帳B判定、精神障害手帳2級)	3	
	障がいをもつ場合(身体障害者手帳5, 6級、精神障害手帳3級)	1	
	医療的ケア児受入判定審査会において受入が可と判定された場合	100	
兄弟姉妹	兄弟姉妹が申請する保育所等に既に入所している場合	7	
	兄弟姉妹で同時に入所申込を行い、同時に入所できる見込みがある場合	3	
	申請児童が双子である場合	5	
	申請児童が三つ子以上である場合	15	
その他	関係機関(児童相談所等)から依頼があった場合	1~30	
	利用調整の結果、利用待機となった場合において、育児休業の延長を希望し、調整指数を減点した上での利用調整を行うことに同意する申し立てがあった場合	-30	
同居祖父母	60~64歳の祖父母が同居で、無職の場合(保育が出来ない理由がない場合)	-3	
	60歳未満の祖父母が同居で、無職の場合(保育が出来ない理由がない場合)	-5	
保育料滞納	保育料が滞納となっている世帯で、納付の督促等に対しても納付がなされない場合(保育料・延長保育料・学童保育料)	滞納月 × -5	
		調整計	

3. 同一指数の場合の優先順位

同一指数の場合の優先順位	
1	基準指数の高い者(母子・父子世帯の場合、基準指数に2を乗じた値とする)
2	基準指数における保護者の状況が災害復旧、虐待・DV、疾病・障がい、その他であった場合
3	母子・父子世帯で同居者がいない又は生活保護世帯の場合
4	市内に保育の協力者(祖父母等)がいない場合
5	保護者の市町村民税所得割額の合計が少ない世帯